

西宮市子ども・子育て会議

第2回 確認部会

会 議 録

■日 時：平成29年3月23日(木)

■場 所：西宮市民会館 301会議室

〔午後 3 時 59 分 開会〕

○事務局 委員の皆様がお揃いになりましたので、少し早いですが、ただいまから第 2 回確認部会を開会します。

本日は、ご多忙にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。

進行を部会長にお渡しする前に、資料の確認をします。

1 点目は、左上をホッチキスどめしている会議次第です。委員名簿、事務局名簿、座席表、子ども・子育て会議運営要綱を添付しています。2 点目は、左 2 点ホッチキスどめの資料集です。

本日の資料は以上ですが、すべてお揃いでしょうか。ないものがあればお申し出ください。

それでは、部会長、会議の進行をお願いします。

○部会長 皆様、こんにちは。

年度末のお忙しい中をご出席賜り、ありがとうございます。

初めに、傍聴希望者の確認をします。

子ども・子育て会議と同様に、確認部会も原則公開して、議事録も公表されます。

本日、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日はいらっしゃいません。

○部会長 今後、傍聴希望の方が来られましたら、随時傍聴を許可することにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○部会長 それでは、次第に沿って進めます。

まず、報告事項として、「平成 29 年 4 月保育所等入所申込状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集 1 ページをご覧ください。

報告(1)、平成 29 年 4 月保育所等入所申込状況について説明します。

まず、「1. 入所申込みから結果発表までの流れ(平成 28 年度実績)」です。

保育所の申込みは、1 次、2 次、最終と 3 段階あり、1 次の申込みをされた方から選考し、残った枠に対して 2 次申込みをされた方を選考し、そこでまだ残っている枠に対して最終申込みを受け付け、選考するという流れになっています。ですから、段階が進むほど残り枠が少なく、入るのが難しいことになります。

それを踏まえて説明します。

まず、昨年 11 月 10 日に 1 次申込みの締め切りがありました。その後、その申込状況と施設の空き予定の数を集計し、11 月 25 日に、「A 保育所で 0 歳児の空き枠が 3 人あり、それに対して申込みが 10 人あった」という表をホームページで公表しました。それを保護者が確認して、「申し込んだところは申込数が多くて厳しいな」、「ここは申込みが少ないな」と判断して、希望先の追加・変更をする期間を 12 月 9 日まで設けました。ここで 1 次申込みを完全に締め切った後、選考・利用調整を行い、2 月 10 日に結果発表を行いました。

2 次申込みは、1 次申込締め切りの 11 月 10 日までに申し込めなかった方が対象で、

この締切りは12月22日でした。2次申込みの場合は、その時点ですぐに選考・利用調整に入り、1次申込みの方と一緒に2月10日に結果発表を行いました。ただ、2次申込みで選考・利用調整するのは、1次申込みの方を選考してからの残り枠ですから、なかなか難しい状況になっています。

2月10日の結果発表のときに、最終の申込みが締め切られました。最終申込みの方は、12月22日の2次申込締切りに間に合わなかった方が対象です。また、2月10日の結果発表で入所が決まらなかった方は、発表の時点でまだ空いている施設を発表しますので、それを見て希望先の追加・変更などを2月20日までに行い、それらをあわせて利用調整して、3月8日に最終の結果発表を行いました。

以上が平成29年4月1日入所の申込みの流れです。

次に、2の申込状況です。

平成29年4月1日入所の1次、2次、最終の3段階の申込人数は、2,841人でした。これは、最終申込を締め切った時点の数字で、中には申込みを取り下げの方もおられますので、最終的にはもっと少なくなります。これは、一番上の去年の申込人数が2,549人でしたので、292人増えています。申込者数は年々増えていまして、今年もかなり増えています。

説明は、以上です。

○部会長 事務局から平成29年4月保育所等入所申込状況について説明がありました。

ご質問があればお受けしたいと思いますので、どうぞご発言ください。

〔発言者なし〕

○部会長 それでは私から聞きますが、待機児童は、去年に比べてどうなりましたか。

○事務局 一般に新聞などで公表されている「待機児童」は、保育所に入れなかった人から、育児休業を延長されている人などいろいろな国の基準でカウントされない人がいて、実際の人数よりも少なくなってしまうので、ここでは、実際に保育所に入れなかった「利用保留者」という言い方をします。

この「利用保留者」は、3月8日の最終結果発表時点で833人でした。去年は最終的に636人でしたから、比較すると197人増えています。

○部会長 「利用保留者」から、1つの保育所しか申し込まなかった人などを引いた「待機児童」の数はどうですか。

○事務局 「待機児童数」については、3月に内定しても辞退される人がいて、3月中も動いていますので、4月にならないと数字は固まりません。4月に数字を固めて、そこから基準がどうのという作業に入って、例年は5月に「待機児童」の確定した数字を発表しています。4月中に発表しておられるところもありますが、ほとんどの自治体は5月に発表されています。

○部会長 皆さん、ご質問等はよろしいですか。

〔発言者なし〕

○部会長 それでは、次に、「議事(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の確

認(利用定員の設定)」に移ります。

本日は、「確認」の制度概要について事務局から説明を受けた後、利用定員についてご意見を求めたいと考えています。

まず、事務局から「確認」の制度概要について、資料の説明をお願いします。

○事務局 この確認部会は、新たに「確認」を受ける施設の利用定員の設定に関してご意見を伺う場ですが、具体的な案件についてご説明する前に、改めて制度の概要を説明します。

資料集2ページの「議事(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認(利用定員の設定)」をご覧ください。

まず、「1.確認について」の「1)「確認」と確認部会」です。

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、「認可」を受けた幼稚園や保育所などは、施設型給付費等、つまり市からの運営費補助を受けるために、「認可」とは別に、市からの「確認」を受ける必要があります。市は、施設・事業者からの申請に基づき利用定員を定めた上で、施設型給付費等の対象になることを確認します。

子ども・子育て支援法では、この利用定員を定める際に、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされており、本市では、この確認部会を「子ども・子育て会議の意見を聞く場」として位置づけています。

中段の「(確認部会での意見聴取事項)」として四角で囲んでいるところをご覧ください。

確認部会では、1、新設の認定こども園・幼稚園・保育所や、小規模保育などの地域型保育事業の利用定員を定めるとき、2、既存の私立幼稚園が新制度の幼稚園に移行する際に利用定員を定めるとき、そして、後ほど説明しますが、3、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に利用定員を定めるとき、この3つの場合において、あらかじめご意見をいただくことになっています。

次に、「2)認可と確認」です。

教育・保育施設、地域型保育事業は、学校教育法や児童福祉法などで定める職員配置基準や保育室・園庭の面積基準などの認可基準、いわゆるハード面での基準を満たす必要があるほか、新制度においては、子ども・子育て支援法に基づき、利用開始に伴う利用者への説明及び同意を得る手続きや運営方針などの重要事項を定めた運営規程の整備など運営に関する基準、いわゆるソフト面での基準を満たす必要もあります。

次に、3ページ上段の表をご覧ください。

認可と確認を行う主体は、施設等によって異なります。

「確認」は、すべての施設等を市が行うことになっています。他方、「認可」は、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業については西宮市が行いますが、幼保連携型以外の認定こども園と幼稚園の認定・認可については兵庫県が行うことになっています。

次に、下段の「民間保育所、幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ」を

ご覧ください。認可と確認がどのタイミングで行われるか、流れを明示しています。

現在本市では、「市有地公募型」もしくは「事業者用地確保型」にて募集を行っていますが、まず、保育所の設置運営法人を公募し、応募してきた運営法人の提案内容について学識経験者で構成する「西宮市保育所等整備審査委員会」で審査し、市が事業者を決定します。さらに、整備する園舎・園庭、配置する職員数などが児童福祉法などで規定する基準に適合しているかどうかを審査し、「認可」することになります。この際、あらかじめ「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で意見を聞くこととなります。最後に、子ども・子育て支援法に基づく運営基準に適合しているかどうかを「確認」することとなりますが、設定する利用定員について、あらかじめ「子ども・子育て会議」でご意見を聞くこととなります。これを経て、開園・運営がスタートします。

次に、4ページの「3) 確認の効力」です。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する「確認」の効力は、全国に及ぶことになっていますので、本市の市民が他市の例えば認定こども園を利用する場合、本市で改めて「確認」を行う必要はありません。他方、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業に対する「確認」の効力は、市町村内のみ及びますので、本市の市民が他市の地域型保育事業を利用する場合は、本市で改めて「確認」を行う必要があります。

中段の図をご覧ください。

具体的な事例を挙げますと、西宮市民が、里帰り出産のために例えば大阪府内のA市に帰省して、産前産後の間、上のお子さんをA市内の施設に預ける場合です。

預け先の施設が認定こども園、幼稚園、保育所の場合には、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアする必要がありますが、すぐに入園・入所が可能となります。ただし、預け先が小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業であった場合には、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアしていたとしても、その施設が西宮市の「確認」を受けていなければ、すぐに入園・入所することはできません。

西宮市民が他市で地域型保育事業を利用する場合、まずは、A市から「西宮市が確認すること」の同意をもらった後、その地域型保育事業からの申請を受けて西宮市が「確認」を行う必要があります。もちろんこのときにも、利用定員を設定し、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。

こうした制度上の問題から、兵庫県内の市町間では、双方の地域型保育事業を利用する際に必要な「同意」と「確認」の行為は不要とする旨の協定を結んでいます。このことによって、西宮市民が兵庫県内他市町の地域型保育事業を利用される場合は、子ども・子育て会議の意見聴取なども不要になります。しかし、協定を結んでいない兵庫県外の市区町村の地域型保育事業を西宮市民が利用される場合には、中段の図の流れが必要になります。

次に、5ページをご覧ください。

「4) 利用定員について」ですが、利用定員の基本的な考え方についてご説明します。

1、各施設・事業者は、4つの区分で利用定員を設定します。具体的には、1号認定が1区分、2号認定が1区分、3号認定は0歳と1・2歳の2区分に分けて利用定員を設定します。

2、利用定員は、原則、認可定員を超えない範囲で、利用状況を勘案して設定する必要があります。

例えば、3、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数や今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定します。簡単な図で示していますが、認可定員100人の施設で、これまでの実績と今後の見込数を勘案したところ、利用者数が80人となる場合には、利用定員を80人と設定することになります。

次に、6ページをご覧ください。

4、先ほどの例と反対のケースですが、実際の利用人数が認可定員を超える場合には、認可定員の範囲内で利用定員を定めることになります。ただし、こうした施設等については、①、②にあるとおり、利用定員を適切に見直し、「確認」の変更を行う必要があります。また、利用実態に応じて認可定員を変更することが必要となります。加えて、これらの見直しが行われず、「確認」した年度から起算して連続する2年度間(2・3号認定については5年度間)で常に実際の利用人数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%を超える場合には、施設型給付費が減算されるペナルティが科せられることになります。

下の図で言うと、認可定員100人の施設では利用定員を100人に設定することになりますが、2年度間平均して120人の受入れを継続している場合には、翌年度から施設型給付費が減算されます。

「確認」の制度概要については、以上です。

○部会長 「確認」の制度概要について事務局から説明がありましたが、ご質問のある方はお願いします。

○委員 3ページの下の方ですが、「公募」の欄に「市有地公募型もしくは事業者用地確保型」とあります。これは具体的にどのようなものですか。

○事務局 「市有地公募型」と「事業者用地確保型」の表現は、必ずしも全国的に統一されたものではありませんが、「市有地公募型」は、西宮市が所有している市有地において保育所等を運営する法人を公募して、法人において施設整備・運営をしていただくものです。一方、「事業者用地確保型」は、運営を予定される事業者が取得もしくは賃貸借契約等を締結して事業用地を確保し、施設整備・運営するものです。これらを含めて公募という形をとっています。

○委員 2ページの中段の「(確認部会での意見聴取事項)」の2、「既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について」、子ども・子育て会議で意見を聞かなければならないとあります。この「既存の幼稚園」は、先ほどの説明では私立幼稚園と言われましたが、公立幼稚園は対象になっていないのですか。

○事務局 公立幼稚園も対象です。初年度となる昨年度には、すべての公立幼稚園の利用定員を設定して、この会議でご意見を伺いました。私立幼稚園については、まだ私学助成で運営されている園が多いのですが、今後、新制度に移行される場合

には、利用定員を設定する際にこの会議で意見を聴取する必要があります。

○部会長 3ページの上にある「認可(認定)主体と確認主体」の表ですが、児童福祉法に基づく「認可」は、西宮市は中核市だから、幼保連携型認定こども園も保育所も西宮市が主体なのですね。中核市ではない市町村の場合は、県ですね。姫路市も中核市ですが、話題になっている認定こども園についてはどうなのですか。

○事務局 姫路市で話題になっている認定こども園は「地方裁量型」ですので、認定主体は県になります。

○部会長 ですから、県は「認可」を取り消し、姫路市は「確認」を取り消すという話なのですね。

○事務局 はい、そうです。

○部会長 それで給付費も出せないとなるわけですね。

○事務局 はい、そうです。

○部会長 皆さん、ご意見等はよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○部会長 次に、利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 引き続き、7ページの「2.利用定員の設定」をご覧ください。これは、新たに利用定員を設定する施設等、つまり新設整備の施設を一覧にしています。

平成29年4月から、認定こども園が4園、保育所が1園、小規模保育事業が5園、事業所内保育事業が2園の計12園で運営がスタートします。この表に従って説明します。

まず、①～④の認定こども園ですが、今回、認定こども園として運営を始める4園は、すべて既存の民間保育所から幼保連携型認定こども園に移行する施設で、これによって1号の受入枠が新たに確保されています。

⑤の「やまと保育園」は、社会福祉法人發榮福祉会が大屋町で運営していた「なでしこ保育園」が移転した後、その旧園舎を活用して0～2歳児を対象とした定員30名の保育所を設置するものです。

⑥～⑩の小規模保育事業所は、6人以上19人以下の施設で、職員配置基準などによりA型からC型までの3類型に分かれています。今回の施設はすべて、最も配置基準の厳しいA型です。

最後に、⑪、⑫の事業所内保育事業所は、従業員の子どもと地域の子供を預かる施設です。

8ページをご覧ください。これは、既に利用定員を定め、運営されている施設ですが、今回、それぞれの理由によって利用定員を変更する施設の一覧です。

この利用定員の変更については、子ども・子育て支援法ではあらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとはされていないのですが、今回あわせて報告したいと思います。

「利用定員」の欄が2段書きになっていますが、上段が変更前の利用定員、下段が変更後の利用定員です。

まず、⑬の「大社幼稚園」は、利用児童数の状況を勘案して、利用定員を140人

から35人減らして105人に減員します。

⑭の「高木幼稚園」も、140人から105人に減員します。

⑮の「鳴尾北幼稚園」も、105人から70人に利用定員を減員します。

また、⑯の「今津幼稚園」は、来年度から休園となりますので、利用定員は0となっています。

⑰の「認定こども園むこがわ幼稚園」は、保育需要に対応するため、1号認定を減員して、2号認定の受入枠を10人増員しています。

⑱の「つぼみの子保育園」は、0～2歳児の保育所でしたが、卒園児の受入先を確保するため、新たに2号認定枠を設けています。

次に、小規模保育事業所の⑲の「リツナーサリー保育園」と⑳の「おおぞら園」は、3号認定の中で定員数の内訳を変更しています。また、「おおぞら園」は、C型からA型に移行しています。

㉑の「ピッコロ保育ルーム 西宮」、㉒の「ぼっぼ保育ルーム」は、平成28年度限りで廃止となりますので、利用定員は0となっています。

ご説明した各園の位置については、資料集9・10ページにお示ししています。

また、11ページには、市内13の小ブロックごとに、平成28年4月1日時点での入所児童数、入所保留数、そして、平成29年度の新設及び定員変更によってどれくらい定員の増減があるかを表にしています。数字については、2号、3号の定員をメインに書いています。

市内全体では146人の増となりますが、平成29年4月の待機児童の状況については、冒頭でご説明したとおり、入所申込者数自体が約300人増加しており、昨年度以上に厳しい状況になると考えています。

平成29年度には、公園内での保育所整備に着手するほか、旧高須東小学校を活用したパーク・アンド・ライド方式の保育所の事業者公募を予定しており、引き続き待機児童対策の取組みを進めていきます。

説明は、以上です。

○部会長 事務局から説明のあった利用定員の設定について、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○委員 待機児童が多い中で、幼稚園が休園になるのは分かるのですが、「ピッコロ保育ルーム 西宮」と「ぼっぼ保育ルーム」はどのような理由で廃止になったのか、教えてください。

○事務局 「ピッコロ保育ルーム 西宮」と「ぼっぼ保育ルーム」は、ともに事業者都合になるのですが、やはり保育士の確保が難しいことが一つあります。特に「ピッコロ保育ルーム 西宮」については、新制度の保育施設には給食の提供が義務づけられていまして、もともと家庭的保育所や保育ルームから新制度に移行したところは5年間の特例の猶予措置があるのですが、今の施設では給食の提供は難しく、移転することも事業者の年齢等の関係もあって難しいこともあり、今回廃止することになりました。

○委員 これまで小規模保育施設などで3号認定のお子さんの受入先を増やすこと

に頑張っていらっしゃったのですが、3号認定の園児が卒園した後の受入先がなかなか決まらないという話をよく聞きます。⑰のむこがわ保育園のところで出ていたように、2号認定のところで受入枠を増やすという計画はおありですか。

○事務局 これまでは、確かに地域型保育事業のところでの受入枠を増やしてきました、西宮市の規模では地域型保育事業が突出して多くなっています。整備をした時点では、確かに1・2歳の待機児童が多く、こういう方法が有効であったのですが、現在は3歳児の受入れが厳しくなっています。現時点では、来年度の平成29年度では対策を打っていないのですが、平成30年度以降の整備については、0～5歳の保育所整備に力を入れていくことと、年齢構成についても、3歳以降を手厚くして、現在は小規模保育事業を卒園後の受け皿が厳しい状態ですので、その受け皿となるように運営事業者に定員を増やしていただきながら、3歳以降の受け皿を増やしていきたいと考えています。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○部会長 それでは私から聞きます。

今津幼稚園が休園になるのですが、この跡地において市有地公募型で認定こども園を運営してもらうことはできないのでしょうか。

○事務局 今津幼稚園については、施設自体が今津小学校の校舎と一緒に建っている建物で、一部プレハブの園舎のところもありますので、昨年度から子育て支援施設としての活用方法を検討してきました。現段階では、来年度に向けて、保育室として使っていた部分を子育てひろばとして活用し、プレハブ園舎で遊戯室として使っていた部分は育成センターとして活用する方向で検討しています。

○部会長 育成センターも足りないですからね。

あと、企業主導型保育所は、西宮市にできるのでしょうか。

○事務局 今のところ、2園、甲子園のほうと上ヶ原のほうに1園ずつ、両方とも当初は12～15名の規模と聞いています。上ヶ原のほうの施設は、最終的に30名以上の整備をする予定と聞いています。

○部会長 ニーズがあるということなのですね。

○事務局 上ヶ原という土地柄、どこがやるかによってご理解いただけると思います。

○委員 参考になるかどうか分かりませんが、企業主導型について、この間、明石市の待機児童緊急対策室の方からお電話があって、市ではとても対応できないので、内閣府や育成児童協会からも来てもらって、この3月末に企業数十社に集めて、「市と一緒に企業主導型をやしましょう」という説明会をするそうです。そういうことも一つの参考になさったらと思います。

○委員 利用定員を増やしたり減らしたりした結果、どのくらい平成29年度の入所保留者対策としての効果が出ているのですか。

○事務局 昨年度は入所保留者が636人で、さらに今年も300人近く申込みが増えて、実際に今回増えた140人以上の申込みがあったと考えられますので、まだ確定はし

ていませんが、実際の入所保留者は昨年よりも厳しい状況になるように考えています。

○委員 それも、地域的偏りがあるのですね。

○事務局 はい、地域的な偏在もあります。

○委員 公立幼稚園の定員について、規模に合わせて少なくされているのは理解できるのですが、せんだって、転入されてきた方の年長組のお子さんがこの4月から幼稚園に入れないという相談を受けました。そのときにうちはいっぱいでしたので、「その地域なら、公立幼稚園が全部受けていただけるとお聞きしています」というご案内をしたのですが、入る要件として、実際に住民票の異動があるかとか、会社からの転勤命令の書類がなければいけないとか、そういうことがあって、あと3枠の空きがあるが、その書類が揃わないと受け入れられない、あとは直接園のほうに申し込んでくださいという案内をされたそうです。その方は、「3月末までにその3枠が埋まってしまったら、子供はどこにも行くところがないんです」と言われていました。私の勘違いかもしれませんが、年長は何かあっても公立幼稚園は受け入れるというイメージを持っていたのですが、違うこともあるのですか。

○事務局 5歳児については、年度末には、当然、学級数の決定が必要になります。大社幼稚園や高木幼稚園は、利用定員を削減する前は、3学級設定できるようにしていたのですが、4歳児学級を1学級30人に設定している以上、次の年度に進級するときに3倍まで膨れ上がることはありませんので、利用定員としては2学級分だけの設定にしました。ただ、2学級分を設定していても、年度末には、1学級にするのか、2学級にするのかを決めなければいけなくなりますので、そのときに35人しかいなければ1学級の設定をせざるを得なくなります。そうすると、そこから先は受け入れることができなくなりますので、「別の空いている公立幼稚園にお申し込みください」というご案内をしている状況です。36とか37人でしたら、2学級にしますから、年度途中であっても幾らでも受け入れられる余裕はあるのですが、年度末の学級数の決定をする時点で35人の際どいところであれば、受入れができない幼稚園が出てくる状況になります。

○委員 学級の決定は3月末ですか。

○事務局 はい、その段階でどうしても調整が必要になります。

○委員 確かに、先生たちの配置もすべて年度末には決めないといけないですからね。

○事務局 現在、公立幼稚園では、人事のことがありますので、まず3月上旬ぐらいに枠を一定決めて、その後についても、ある程度増減があるでしょうから、その人数を見て、最終的には始業式の前日までに学級数を決定しています。ただ、そこで1学級増えたからといって、すぐに職員が確保できるかとなると難しいですから、3月の段階である程度調整をかけています。

○部会長 ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○部会長 これは別に議決するわけではないのですね。説明を聞いて終わりなので

すね。

○事務局 意見聴取ですから、「これはおかしい」という意見がなければ、このままかせていただきます。

○部会長 皆さん、それではよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○部会長 本日の議事については、これまでとさせていただきます。ありがとうございました。

最後に、事務局から何かご連絡はありますか。

○事務局 本日の確認部会が今年度の子ども・子育て会議の最後となります。本年度は、全体会4回、確認部会1回、評価検討WGを2回、合計7回の開催となりました。皆様には、非常にお忙しい中をご出席の上、積極的にご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、●●委員におかれましては、今年度で退任されますので、全体会、部会を含めて本日が最後のご出席となります。平成27年4月からご就任いただき、貴重なご意見をいただきました。どうもありがとうございました。

○委員 お世話になり、ありがとうございました。次は、●●理事長が参加しますので、よろしくお願ひします。

○事務局 最後に、今後の日程ですが、次回の子ども・子育て会議は、平成29年4月24日午後3時から、この建物1階の101会議室での開催となります。ご出席をよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○部会長 どうもありがとうございました。

本日は、これにて終了します。

〔午後4時44分 閉会〕

【委員出席者名簿 7名】

【事務局出席者名簿 10名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市青少年愛護協議会 甲東地区青少年愛護協議会会長	石川 徳二	子供支援総括室長	岩田 重雄
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
西宮市私立幼稚園連合会 副理事長	梶井 政裕	児童福祉施設整備課長	山本 大介
株式会社チャイルドハート 代表取締役社長	木田 聖子	子育て事業部長	伊藤 隆
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	保育幼稚園事業課長	西村 聡史
公募委員	村山 千春	保育幼稚園支援課長	楠本 博紀
		保育入所課長	玉田 淳
		【教育委員会】	
		学校教育部長	大和 一哉
		学校改革課長	杉田 二郎